

令和 5 年度 宮城県森林審議会第 1 回森林保全部会 議事録

日時 令和 6 年 2 月 1 4 日（水）

午前 1 1 時から午後 0 時 3 0 分まで

場所 行政庁舎4階 庁議室

配付資料

資料 1

「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設（大郷町・松島町）」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、構成委員 5 名中 3 名出席により、宮城県森林審議会規程第 8 条第 5 項により部会が成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第 19 条及び宮城県森林審議会規程第 9 条により原則公開であること、ただし、平成 29 年 7 月 6 日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

傍聴者に対しては、「傍聴要領」に従い会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（河野部会長）

森林保全部会長の河野でございます。

今回は、本年度、1 回目となりますが、部会委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10 ヘクタールを超える林地開発に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。

本日は、1 件、諮問されておりますので宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：ありがとうございました。

それでは次に、今後の予定について説明いたします。

本日の審議案件は、太陽光発電施設の建設を目的とする林地開発許可案件の 1 件でございます。

このあと、審議事項（1）の「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る案件を御審議いただきます。なお、資料については、予め委員の皆様へ送付し内容を御確認いただいております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長

が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

河野部会長：（１）「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

河野部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から何か御質問はございませんか。

進藤委員：16 ページの一番下の「残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理」について質問ですが、売電事業終了後は、森林所有者が管理を行うと書いてありますが、森林所有者は申請者となるのか教えてください。

また、売電計画が終わった後に、太陽光パネルを撤去する費用をどうするのが話題になっていますが、そのことについてどのようにお考えなのかお答えください。

さらに、アカマツを植栽するということですが、ここはもともと広葉樹が多い地域ですが、なぜアカマツを選定したのか教えていただきたいと思います。

申請者：それでは、申請者より御説明申し上げます。まず1 点目でございますが、事業の途中、それから事業が終わった後も、土地の所有者である限りは事業者イコール土地所有者になっておりますので、事業者の方できちんと管理します。

それから事業後のパネルの処分について、この案件はF I T 案件ではございません。F I T というのは、20 年間固定買い取りで、その後、事業をやめるということがあるかと思いますが、今回の開発は、近隣の新設工業団地の方に電気を送ることを計画しておりまして、基本的には30 年としております。引き続き工業団地へ送電する場合は、パネルの取り替え等を考えておりますし、当然、初年度から撤去費用を積み立てる予定でございます。

最後の御質問で、植樹する樹種については、高木性の針葉樹として主にアカマツを入れておりますが、ヤマハンノキや自生している樹種を主に使わせていただきたいと思います。そのうちの主なものとしてアカマツを記載させていただいている状況でございます。あくまで自生に近いもので、その時に手に入るものということで考えております。

大沼委員：まず隣接のどんぐり太陽光発電所と、御社との関係性があるのかどうか教えてください。

それと、市町村住民の合意をしっかりと得ていると先ほど説明いただきましたけれども、検査完了後も管理する上で、何か住人の方から要望等出ていたのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

申請者：日本国土開発のエネルギー事業部の平林でございます。まず一つ目の御質問として、松島どんぐり太陽光発電所でございますが、これは当社のグループで100%合同会

社に出資をして運営しております。

2 つ目の近隣の方からの御要望ですけれども、今回太陽光パネルに有害なものが入っているのではないかと御懸念がありまして、水質の検査を年に何回かやってほしいという要望で、それはしっかりやっていく所存でございます。

河野部会長：ありがとうございました。その他ございますか？

河野部会長：では、私から一つ初歩的な質問ですけれども、オンサイトの調整池の底面というのはどういう構造になっているのですか？

申請者：設計会社の株式会社 ODI 望月と申します。オンサイト調整池の底面は裸地で、特に植生等はせず、そのまま盛土又は切土が露出するという状況です。ただ、先ほどの隣のどんぐり発電所の方も同じ形で、オンサイト調整池になっているのですが、飛んできた種子等で結果的に緑化されているような状況になっております。こちらの構造については河川課等も特に問題ないということでしたので、裸地という形になっております。

河野部会長：分かりました。その他ありますか。

進藤委員：49 ページですけれども、オンサイト調整池に水をためるということで、台地にパネルを設置するというイメージを持ったのですが、それぞれに池の方向に導水されるよう、傾斜を設けるというようなことがあるのでしょうか？

申請者：オンサイト調整池の周りの水が流れる方向に 0.3%程度緩く勾配を設けまして、水を調整池に導水するという形に考えております。

河野部会長： その他ございますか。

質問が無いようなので、答申の審議をいたします。

河野部会長：ここで、当部会の答申内容を検討するに当たりまして、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、冒頭に司会から説明がありましてとおり傍聴者及び申請者の皆様には、一旦退室いただきますのでよろしくお願いします。

（傍聴者・申請者退出）

【非公開部分】

（傍聴者・申請者入室）

河野部会長：それではお諮りいたします。「日本国土開発株式会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、許可することに特に問題はないとして答

申することで御異議ございませんか。

(異議なし)

はい、異議はないようですので、許可することに特に問題はないとして答申することを決定致しました。

河野部会長：それでは審議の方が終了致しましたので、申請者の皆様には、ここで退室をお願いいたします。

申請者：ありがとうございました。

(申請者退出)

河野部会長：それでは、その他に入りますが、まずは委員の皆様から何かございますか？

大沼委員：今回は住民側の合意がしっかり取れていると思いますし、関連した松島の事業も事業者と一緒にということで、松島町も同意しておりますし、何か問題があれば対応してもらえということで、そういう点では安心ですよ。やはり大きな会社だと安心感がありますし、将来の管理もやっていただけたと思います。これまでは開発業者の資金の裏付け等信用性が欠ける点が懸念されることがありましたけれど、今回はそういう懸念はないと思いました。

進藤委員：今までに比べて今回は特にきちんとした会社だという印象を受けました。会社の規模は確かにありますよね。

河野部会長：信用については、私からも似たような話なのですが、これまでの施工実績も大変多く、何よりも自らが施工するという点が非常にいいことではないかと思っています。

河野部会長：その他ございますか？

進藤委員：今後工業団地があちこちでできますが、今回のような形で工業団地に売電するための開発等が出てくるのでしょうか？

事務局：工業団地については、新聞報道でもありますとおり、いろいろな場所で計画されているところでございます。それについては、その専用の太陽光という形では相談はありませんが、今後もそういった形で相談が出てくるかもしれません。今回のような大きな会社だと、その関連の事業という形で出てくる可能性もありますので、その辺も注視しながら進めていきたいと思っています。

進藤委員：直接売電というのは初めてのケースですか。

事務局：初めてと思われます。これまで大きい案件が何件かありましたが、初めてのケースだと思います。

河野部会長：それでは、その他はないようですので、本日の審議会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

では進行を事務局にお返しします。

事務局：それでは委員の皆様、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の一切を終了といたします。長時間にわたりありがとうございました。

林地開発許可申請書

令和 5年 8月 18日

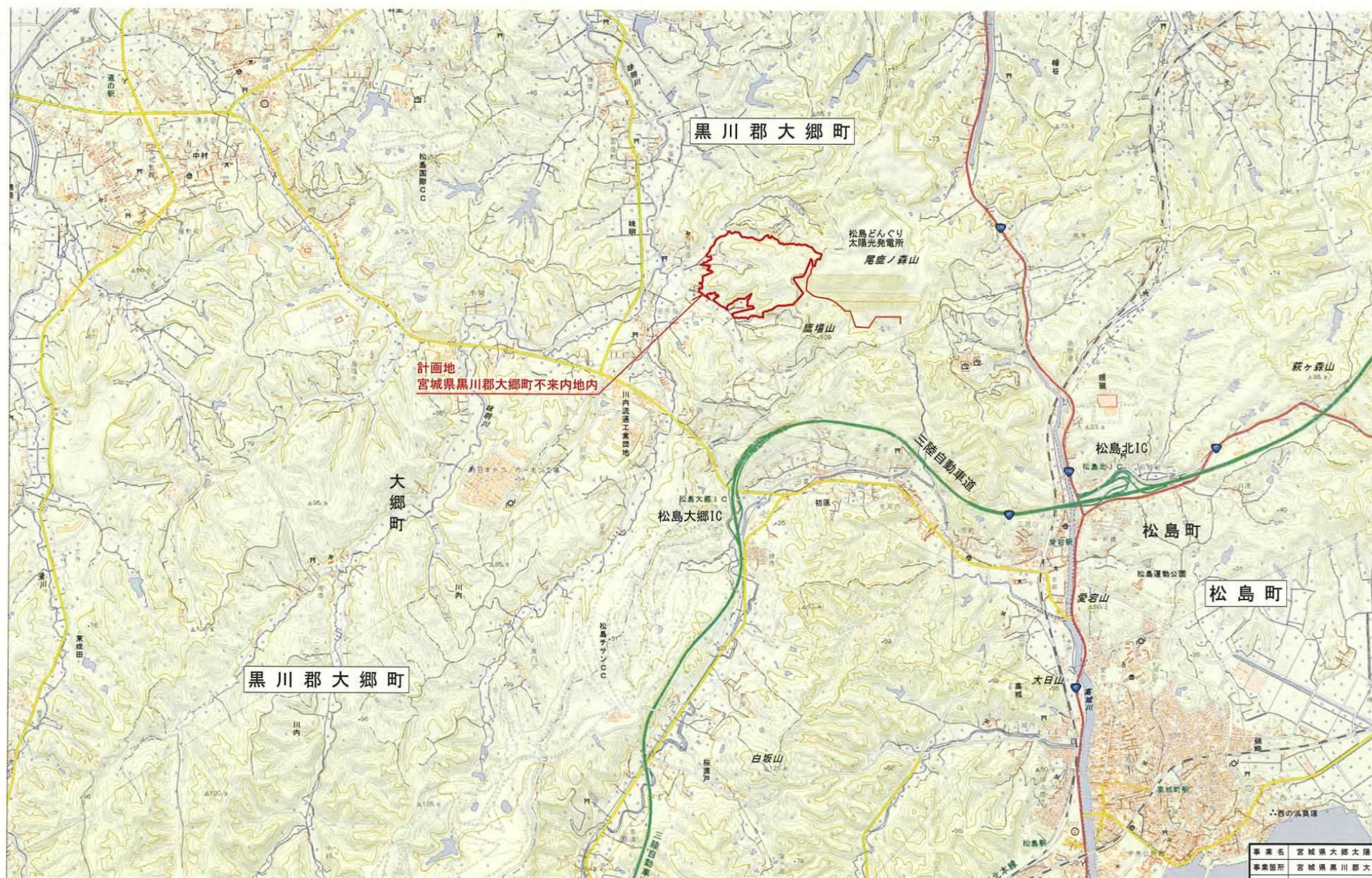
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住 所 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
申請者氏名 日本国土開発株式会社
代表取締役 朝倉 健夫
電 話 関連事業本部 エネルギー事業部
担当 : XXXXXXXXXX

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	宮城県黒川郡大郷町不来内字一本木山1番 外 2 字 30 筆 宮城県宮城郡松島町初原字宮ノ入29番1
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	(開発行為をしようとする森林の面積 28.1987 ha) 15.7109 ha
開 発 行 為 の 目 的	太陽光発電施設の建設
開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日	許可の日から
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	令和8年3月31日
開 発 行 為 の 施 行 体 制	日本国土開発株式会社
備 考	他法令は、別紙「他法令との関係」に記載のこと

位置図





森林区域外

森林区域外

事業区域

森林区域①

事業区域
自営線

森林区域外

事業区域

森林区域①	281,944 m ²
森林区域②	43 m ²
5条森林区域：合計	281,987 m ²
森林区域外	21,864 m ²
事業区域：合計	303,851 m ²

凡 例	
	事業区域界
	地番区域界(町界)
	地番区域界(字界)
	地番線
	用恵水路
	公衆用道路
	水路敷
	道路敷
	森林区域
	開墾区域
	保護森林区域
	森林線

調査・記号年月日
令和 5 年 4 月 6 日
令和 5 年 7 月 27 日
調査者 白石秀明
測量士 第168-1759号

S=1:1,500 (A1)
0 50 100 150 200 250m

33°

事業名	宮城県黒川郡大郷町太陽光発電事業
事業箇所	宮城県黒川郡大郷町不來内
図面名	区域図(1/2)
縮尺	(A1) S=1:1,500 (A3) S=1:3,000
図面番号	2
作成年月	令和 5 年 7 月 6 日
申請者	日本国土開発株式会社
作成者	

林地開発許可審査調書

申請者住所氏名	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 日本国土開発株式会社 代表取締役 朝倉 健夫										
開発場所	黒川郡大郷町不来内字一本木山1番 外1字30筆 宮城郡松島町初原字宮ノ入29番1										
関係林小班	大郷町A005へ1～7、ト1～7、チイ～6、リ1～17、A0011～10、松島町A020ロ10～14、ハ2、7-2、9										
開発目的	太陽光発電施設の建設					開発事業名 (仮称)大郷町太陽光発電事業					
森林率等	48.57% 残置森林率(44.29%)					法令等で定められている森林率等 25% (15%)					
面積	事業区域面積	30.3851 ha					森林経営計画 有 (無)				
	開発をしようとする森林面積	28.1987 ha					公益的機能別施業森林名				
	開発行為に係る森林面積	15.7109 ha					該当なし				
要領第5の区域該当状況	該当なし										
用途面積	用地の現況	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林	その他				計	比率(%)		
	転用後の用途			原野	宅地	田	国有地 (水路・赤道)				
	造成森林	1.0135	0	0.1207	0	0.0551	0.0191		1.2084	3.98	
	造成緑地	1.3047	0.0108	0.0000	0	0	0.0053		1.3208	4.35	
	パネルエリア	12.0195	0.2676	0.6694	0.1183	0.0461	0.0353		13.1562	43.30	
	道路等	1.3689	0.0229	0.0852	0.0140	0.0121	0.0202		1.5233	5.01	
	自営線	0.0043	0.0588	0.0000	0	0.0000	0		0.0631	0.21	
	小計	15.7109	0.3601	0.8753	0.1323	0.1133	0.0799		17.2718	56.84	
	残置森林(16年生以上)	12.4878	0	0	0	0	0		12.4878	41.10	
	残置森林(15年生以上)	0	0	0	0	0	0		0.0000	0.00	
	残置(その他)	0	0.0955	0.4916	0	0.0283	0.0101		0.6255	2.06	
	小計	12.4878	0.0955	0.4916	0.0000	0.0283	0.0101	0.0000	13.1133	43.16	
	計	28.1987	0.4556	1.3669	0.1323	0.1416	0.0900	0.0000	30.3851	100.00	
	現況	樹種及び混合歩合	①スギ(37)、②ヒノキ(1)、③アカマツ(1)、タケ(1)、④その他広葉樹(50)								
		林齢・生育状況	①51～70・普通、②31～40・普通、③1～70・普通								
傾斜		平均 6度37分	地質 新第三期中新世				土壌 黄色系褐色森林土壌(幡谷1統)				
開発行為に対する関係者の意見	受益者	該当なし									
	市町村	松島町(令和5年9月22日付け松産(産振)第134号) 大郷町(令和6年1月11日付け大郷農579号)									
他法令の関係	他法令の認可状況	・特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請(県河川課 令和6年1月30日回答) ・太陽光発電施設の設置等に関する条例(県再生可能エネルギー室 令和6年2月1日回答) ・大郷町開発指導要綱に基づく審議(大郷町まちづくり政策課 令和5年12月14日回答) ・国土利用計画法に基づく届出(大郷町 令和4年8月24日届出済) ・土壌汚染対策法に基づく「一定規模以上の土地の形質変更の届」(県塩竈保健所 令和6年2月6日届出済) ・水路、赤道払下げ(大郷町財政課 令和5年10月23日登記更新)									
	事業についての認可状況	・防災調整池に関する協議書(県河川課 令和6年1月23日回答)									
一般的事項の審査	計画の具体性	設計図書一有 資金計画一有 信用状況一有 施工業者一自社施工									
	森林を使用できる権利	所有権 地上権 使用承諾 賃貸規約 その他()									
	排除を要する権利及び手続きの状況	地上権 地上権(協議中) 抵当権 根抵当権 その他()									
	その他	最小限度面積か	必要最小限度の面積と認められる								
		全体計画との関連	当該開発計画が全体計画である								
		開発協議書の締結・同意書	問題なし								
審査	周辺森林施業に及ぼす影響	問題なし									
	残置又は造成森林の管理	開発中は申請者が管理し、開発後は所有者が管理を行う。									

1 災害防止工の審査	土 工 事	適	不適	切土:678,560m ³ 最大切土高:25.9m 切土法面勾配 1:1.5 盛土:649,000m ³ 最大盛土高:23.2m 盛土法面勾配 1:1.8 残土処理の方法:1.9cm程度の調整で場内調整処理が可能であるため、場外への搬出は発生しない。
	法 面 工 事	適	不適	法面崩落を防ぐため、切土・盛土ともに、直高5m毎に幅1.5mの小段を設置する。法面勾配は、切土部1:1.5、盛土部1:1.8とする。 法面浸食防止のため、種子吹付工を施工する。また、造成森林においても、法面浸食防止のため同様の対策を実施する。
	防 災 工 事	適	不適	盛土法面には、土砂流出を防ぐため、板柵工を設置するほか、盛土巻き出し厚には30cm毎転圧、必要に応じて段切りを行う。また、沢部などの盛土箇所には150mm及び300mmの暗渠排水管を設置し内部排水をおこなうほか、盛土密度試験を行い適切に管理する。 土砂の流出対策として、雨水排水をオンサイト形式の4つの調整池へ誘導し土砂を沈砂させたのちに、放流量を調節して上澄水を、放流する。
	流 末 処 理	適	不適	流末は、法定外水路を経由し味明川、吉田川、鳴瀬川(すべて一級河川)へ放流する。
2 水の確保上の審査	水の依存状況	有	無	水源依存農地面積:1.77ha 水利権者・水資源依存農地地権者から同意取得済み
	必要水量を確保するための措置	適	不適	利害関係者から同意取得済み
	水質悪化の防止のための措置	適	不適	仮沈砂池及び調整池により土砂を沈殿させるため、濁水発生の恐れはない。
3 環境保全上の審査	森林率と配置	適	不適	事業区域周辺部に残置森林を配置している。事業区域周囲におおむね林帯を確保出来ている。森林率は48.57%、残置森林率は44.29%となっている。
	騒音・粉じん・植生保全に対する措置	適	不適	重機等(建設機械)については、低振動・低騒音型を使用し騒音や震動の発生低減を図る。
	景観維持上配慮	適	不適	周囲に残置森林及び造成森林を配置しており、法面においても緑化を図る計画である。また、自主的に自然環境調査を行い、貴重な動植物の保全に努める。
4 工事の工程	適	不適	土工事と平行して、防災施設を設置する計画となっている。	
総合判定	許可 条件付許可 不許可		以上の審査結果、森林法第10条の2第2項の各号に掲げるいずれにも該当しないものと認められるため、許可が適当と認められる。	
審査者 職氏名 ㊤		環境生活部 自然保護課 みどり保全班 野田 隆紀 印		
処 理 期 間		令和5年8月18日～令和6年 月 日		
現 地 調 査 年 月 日		令和5年12月21日(水)		
調査者 職氏名 ㊤		自然保護課みどり保全班 技術主査 野田 隆紀 主事 藤城 莉子		
聴取及び現地立ち会い人		事務所: 仙台地方振興事務所林業振興部森林管理班 技術主任主査 佐藤 国弘 申請者: 日本国土開発株式会社		
審査添付調査書類	林地開発許可申請書等チェックリスト			